

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和6年6月5日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	坂本奈央子君
副委員長	田村幸子君
委員	酒井正輝君
"	鈴木宏治君
"	林田美代子君
"	村上寿之君
"	大貫千尋君

欠席委員

なし

出席説明員

保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
教育部長	松本浩行君
社会福祉課長	瀬谷昌巳君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
社会福祉課G長	角田康博君
社会福祉課G長	伊勢山知孝君
保険年金課長	町田健一君
保険年金課長補佐	豊田信雄君
保険年金課G長	長谷川修君
保険年金課G長	千葉裕子君
保険年金課G長	大貫徹君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
健康医療政策課G長	桑嶋裕美君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
統括支援員	糸屋明子君

こども政策課 G 長	高瀬 修一 君
こども福祉課長	宮本 隆 君
こども福祉課長補佐	後藤 尚美 君
こども福祉課 G 長	佐山 明 君
こども育成支援センター長	重原 裕美 君
こども育成支援センター長補佐	中庭 裕美子 君
こども育成支援センター主査	矢野 郁子 君
学務課長	仁平 秀明 君
指導室長	持丸 正美 君
学務課長補佐	河原井 浩典 君
学務課 G 長	久保 美智代 君
学務課 G 長	中山 孝司 君
学務課 G 長	塩幡 英伸 君
生涯学習課長	山本 哲也 君
生涯学習課長補佐	豊田 修司 君

出席議会事務局職員

係長	神長 利久
係長	上馬 健介

議事日程

令和6年6月5日（水曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について
- ・議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- ・議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- ・議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(2) その他

午前10時00分開会

○坂本委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席くださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

○坂本委員長 では、これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、社会福祉課が所管いたします議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 議案第50号 笠間市福祉更生事業基金条例を廃止する条例について御説明いたします。

本基金は、笠間市稻田の故郡司長男氏の篤志寄付を原資として、社会福祉事業の着実な推進を図るため、昭和62年に旧笠間市において基金を設置し、併せて条例を制定したものでございます。利子を含めまして、1,516万9,388円を新市に引き継ぎ、これまで主にこども育成支援センター立ち上げ時における備品購入や地域福祉センター設置の整備工事費への充当をし、社会福祉事業の着実な推進を図るために適切に運用してまいりました。今般、令和5年度の一般財源の充当をもって原資がなくなるため廃止するものでございます。

2ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日より施行するものでございます。

以上で議案50号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは、個人の寄附から始まったことなのですか。

○坂本委員長 瀬谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 個人の寄附でございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 個人の寄附から始まったことであれば、遺族や後継者がおる場合であれ

ば、きちんとこうこうこういう形でこうなりましたので、いろいろありがとうございましたということで、正式な訪問なり何なりをして、きちんと対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○坂本委員長 濑谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 そのように検討させていただきまして、進めたいと思います。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 結果の報告をきちんとお願いします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 なしなて言ってしまって申し訳ないですけれども、今の大貫委員との関連の話なのだけれども、今、課長が検討するという話だったんだけれども、これぜひ私からもお願いで、検討じゃなく、ぜひ訪問するなり礼状を書くなり、きちんとした誠意を当家に相続人に伝えたほうがやはりいいのかなというふうに思うので、ぜひそうしていただきたいなという要望です。

以上です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 お答えは村上委員のほうにきちんとしてください。

○坂本委員長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 では、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のうち、社会福祉課所管分について、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、5ページをお開き願います。

債務負担行為の補正でございます。

2行目、いこいの家指定管理料1億4,950万円を計上するものでございます。

今年度で、現在のいこいの家はなさかの指定管理の期間が満了となることから、改めて来年度から3年間の指定管理期間を定めることにより、本年度より指定管理の選定事務を進めるものでございます。

次に、歳入でございます。

9ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節生活保護費補助金103万8,000円は、生活保護制度において就労自立支援給付金などの制度見直しが今年10月にあることから、そのシステム改修費用として国庫補助金を収入するものです。

続いて、歳出でございます。

14ページをお開き願います。

中ほどにあります3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費207万7,000円の委託料は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、今年10月から生活保護における就労自立支援給付などの制度見直しにより、そのシステム改修業務の委託料を計上するものです。

以上で説明を終わりにします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 債務負担行為、5ページのところなのですけれども、いこいの家はなさかの指定管理の部分になるのですが、昨年たしかボイラーを交換した後、サウナが故障していたというのがあったと思うのですけれども、その際に、私も利用させていただいたときに、どこにもサウナが壊れているという表記がなく、会計するときも満額という形になったのですけれども、やはり入って、普通のお風呂に入りに行くわけじゃなくて、サウナが使えないとなるとかなり魅力が半減するので、すぐ対応してくれということでそのとき言ったと思うのですが、次の日からホームページからもサウナが利用できないというのをちゃんと書いてくださったのはいいのですけれども、言われないとできないような指定管理者では困るので、指定管理を新たに今年度指定する際には、ちゃんとホスピタリティーをもう少し考えて、利用者の利便性とかその思いというものがちゃんと、あつ、笠間のいこいのはなさかに来てよかったですと思えるようなサービスをしてもらえるようなことを付け加えていただきたいなと思って、一応要望として言わせていただきます。

○坂本委員長 濑谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 御指摘のとおり、私どものほうとしても抜けていたというところがありまして、そこは反省するところでもございます。

サウナのほうにつきましては、今、修理のほうを進めておりまして、早ければ来週あたりに修理が終わりまして、実際の運転点検をしまして、今月中には開始できるかなというふうな流れで進めております。

以上です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 重なるんですが、5ページのいこいの家の指定管理料なのですけれども、今現在の委託業者の名前と、多分これは令和7年から令和9年の3か年にわたる金額が1億4,900万円なのかどうかの確認をお願いします。

○坂本委員長 濑谷課長。

○瀬谷社会福祉課長 指定管理者の今の現在の業者名ですけれども、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会というところが、今、指定管理を受け持っていただいております。

あと、先ほどの指定管理の料金1億4,950万円は、こちら3年間となりまして、これを3年で割りますので、1年の指定管理料は約4,900万円程度というような金額になります。

○大貫千尋委員 了解しました。

○坂本委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしくお願ひいたします。

議案第48号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度引上げと低所得世帯に対する軽減措置に係る所得基準の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページをお開き願います。

第3条第3項の後期高齢者支援金等課税額について、ただし書の課税限度額22万円を24万円に改めるものです。

また、第19条の国民健康保険税の減額につきましても、後期高齢者支援金等課税の限度額22万円を24万円に改めるものです。

次に、4ページをお開き願います。

資料中段となります。

第19条第2号の国民健康保険税の減額について29万円を29万5,000円に、同条第3号の「53万5,000円を54万5,000円に改めるものです。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、条例の規定は令和6年4月1日から適用するものです。

以上で議案の説明を終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は举手をお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これ何でこういうことになったのか、教えてください。

○坂本委員長 町田課長。

○町田保険年金課長 今回は国の改正になります、それに伴いましてうちのほうも改正するという形になります。

○大貫千尋委員 了解。

○坂本委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入れます。

林田委員。

○林田美代子委員 上限額が22万円から24万円に引き上げるものですが、24万円より所得は約730万円、収入を入れても暮らしある余裕がありません。低所得者の軽減は、国保の中だけでやるのは無理があります。一般会計より繰入れをすべきではないでしょうか。根本的には国の援助が必要だと思います。よって、この条例に反対いたします。議員の皆様、御賛同をお願いいたします。

以上です。

○坂本委員長 ほかに討論ござりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

それでは採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○坂本委員長 挙手多数となりました。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第53号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について御説明いたします。

初めに、広域連合と構成市町村とでは、共同で処理する事務など基本的事項について広域連合規約を定めております。本案は、現行の被保険者証が本年12月2日から廃止となることから、その規約の中の被保険者証等の文言整理を行うほか、共通経費の算出に用いる基準日の変更等を行うものです。

また、規約を変更する際には、地方自治法の規定により市町村において議会の議決を得て県知事の許可を受けなければならないとされております。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページをお開き願います。

第11条中第3項の連合長及び副連合長は、もともと広域連合議員と兼ねることができないため文言を削除するほか、資料中段となります別表第1の第2号及び第3号中の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものです。

次に、4ページをお開き願います。

資料中ほどの備考第1号及び第2号中、3月31日現在を1月1日現在に改めるものです。

最後に、2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、施行期日は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、県知事の許可のあった日から施行とし、規約の変更後の別表第1の規定は令和6年12月2日から施行するものです。

また、経過措置といたしまして、変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以降の負担金について適用し、令和6年度以前の負担金につきましては従前の例によるものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

林田委員。

○林田美代子委員 茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者証及び資格証明書を改めることをするものです。被保険者証の存続は多くの国民が望んでいます。被保険者証廃止につながるものです。認めるわけにはいきません。よって、反対します。

以上です。

○坂本委員長 ほかに討論ござりますか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 この条例の変更案について、私は賛成の立場でちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

こここの部分の一番大事なのは、3ページの資格確認書等の引渡し、確認書等の返還の受付の部分が、被保険者証及び資格証明書という形で、これが通らなかつたとなると、マイナンバー保険証の人たちは受けられないという事態が起きてしまうので、これに対して単純に反対ということ自体はやっぱり、私、できないと思うので、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○坂本委員長 ほかに討論ござりますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○坂本委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）保険年金課所管分について御説明いたします。

歳出につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金128万4,000円の増額は、国民健康保険の事務執行に要する経費として、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第55号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億5,839万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入となります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目1節社会保障・税番号制度システム整備補助金411万4,000円の増額は、マイナンバー保険証に係るシステム改修費分を国庫補助金として歳入するものです。詳細につきましては歳出で御説明いたします。

次に、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金128万4,000円の増額は、マイナンバー保険証に係る業務委託料を一般会計から繰り入れるものであります。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

次に7ページをお開き願います。

歳出となります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費268万4,000円の増額は、国からの通知により現在の被保険者証廃止後、マイナンバー保険証を利用していただくため、被保険者に対し加入者情報を送付するための通信運搬費を補正するものです。

次に、12節委託料271万4,000円の増額は、同じく国からの通知により、オンライン資格確認結果と被保険者証の負担割合の表示内容を確認するためのシステム改修費と、現在の保険証廃止後、マイナンバー保険証を利用していただくため被保険者に対し、加入者情報を送付するためのシステム改修費及び電算業務委託料を補正するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩します。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）健康医療政策課所管分の補正予算内容について御説明させていただきます。

まず、歳入につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページをお開きください。

下段、21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入、新型コロナワクチン接種助成金1億375万円は、新型コロナウイルスワクチン定期接種費用として国の基金管理団体から助成金を計上してございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

14ページをお開き願います。

下段、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1節報酬93万7,000円、3節職員手当等10万7,000円、4節共済費17万8,000円、8節旅費6万円は、今回のワクチン接種による事務を行うため、会計年度職員の人事費等を計上してございます。

続きまして、12節委託料1億2,953万5,000円は、医療機関への新型コロナワクチンの予防接種委託料として1億2,875万円、予診票作成のための委託料としまして78万5,000円を計上しております。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 この14ページの委託料の件で質問します。予防接種の委託料で1億2,875万円の補正を上げているのですけれども、現実、予防接種はまだやっている人はいるのですか。その辺からまずお聞きしたい。お願いします。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 昨年度は、特例臨時接種ということで国が全額負担して実施

してまいりました。令和6年度から予防接種法上でB類という疾病に位置づけられたことによりまして、今回65歳以上の高齢者を対象に実施するものでございます。

○村上寿之委員 結局、やっている人がいるかということを聞きたいのですが。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 令和5年度、昨年度秋以降、高齢者65歳以上の接種率というのは56%で、接種者数でいきますと1万4,024名となっています。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 今、このような数字をお聞きして、年がたつにつれて、きっとコロナワクチンを打つ人は少なくなってくるような気もしてくるのですけれども、このような予算をやっぱり上げなくてはいけないものなのですか。その辺をお聞きしたいのですけれども。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 昨年度秋以降で56%ということで、これ無料でやっていた実績で56%ということで、今後、個人負担が生じる中でどのくらい接種率が上がるかというのは実施してみないと分からぬ部分はございますので、当面56%を上回ることは考えられないと思うので、50%として今回予算計上させていただいております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 大体この1億2,875万円なんていうのは、大体50%ぐらいの方がやったとした、見越した金額だということで計上してあるわけですね。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 そのとおりでございます。

○村上寿之委員 オーケー。

○坂本委員長 ほかに。

大貫委員。

○大貫千尋委員 このお金は、一般会計からの繰り出しじゃなく、国から来ている金でしょう。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 接種費用といたしまして、国が示しているのが標準的に1人当たり1回当たり1万5,300円という数字を示していました、そのうちの8,300円が国から助成金が市のほうに入ってくるということで進めてございます。

○坂本委員長 ということで市の持ち出しではなく、国の補助がという、全額。

小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 全体で1万5,300円のうち8,300円が国から入りまして、市として上乗せで2,000円補助を実施しました、個人負担がおおむね5,000円程度で実施したいと考えております。

○大貫千尋委員 了解しました。

○坂本委員長 ほかに。

酒井委員。

○酒井正輝委員 同じ話なのですけれども、これは希望者が打つという形でよろしいのでしょうか。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 今回の接種に関しては、御自身で判断していただいて接種していただくような形を取ります。

○坂本委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 接種券を直接配布するということを過去にはやっていたと思うのですけれども、今現在はそれで、希望者が希望した人に送るということも変化があったのですけれども、今後というか、これからはどういう形で案内するのでしょうか。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 現在、接種時期が秋から冬にかけてということで、今まで高齢者のインフルエンザのほうの通知を差し上げていたかと思うのですが、それと併せてコロナウイルスのワクチン接種の予防接種のほうも通知してまいりたいと考えております。

○坂本委員長 インフルエンザ等の受けられますよというお知らせをして、それで受けたいですと言った人に受けられるようにするということなのかというのが聞きたいのですが、酒井委員、そうですよね。

小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 対象者につきましては全体に郵送しまして、あとは個人が判断して医療機関で接種を受けていただくという考え方で進めています。

○坂本委員長 市に対して通知して受けたいですということではなく、その券を持って医療機関で。

○小松崎健康医療政策課長 医療機関で接種を受けていただく。

○坂本委員長 よろしいですか。

酒井委員。

○酒井正輝委員 分かりました。これは送られてきたものを消化しないで、受けませんという人が多かった場合、この予算というのは使われないままということでおよろしいのでしょうか。

○坂本委員長 小松崎課長。

○小松崎健康医療政策課長 こちらの予算は、接種された医療機関に対して公費負担分を医療機関に支払うものですので、実績がなければ予算は執行されないというふうになります。

○酒井正輝委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども政策課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課の根本です。よろしくお願ひいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）のこども政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について事項別明細書より御説明いたします。

9ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金1,000円と、続けて10ページをお開き願いまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金1,000円につきましては、今年度から新規で始める親子関係形成支援事業の費用を増額補正する分に対して、国と県の補助金、子ども・子育て支援交付金を収入するものでございます。

事業については、歳出のほうで御説明申し上げます。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費4,000円の増額補正と、18節負担金補助及び交付金2万1,000円の増額補正でございます。この事業は、今年度か

ら新規で始める親子関係形成支援事業でございまして、事業の内容は、子どもとの関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者を対象に、児童の心身の発達の状況に応じた情報提供、相談、助言を行う講義やグループワークに参加してもらうとともに、保護者同士の情報交換の場としても活用してもらい、互いの悩みや不安を相談、共有し合うことで、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業でございます。

今回の補正は、当初予算の算出額からの値上がりによりまして、需用費において教材費1冊当たり308円の10冊分3,080円の増額、また負担金補助及び交付金において、講義の講師となる職員が養成講座を受講するための受講料2万5,000円の増額を補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 こんなことを聞いて笑われちゃうかもしれない、こども部というのはいつからできたのですか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 今年度4月から創設されました。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田村委員。

○田村幸子委員 今、こちらの事業に携わる方々は、職員の方でよろしかったでしょうか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 それぞれ講座がございまして、職員が携わるものと、あとは専門の心理士の先生とか、あとは大学の教授の方を講師にお招きして講座とかを実施します。今回増額した分は、職員が講師となるための養成講座受講料が値上がりしたので、その増額を補正するものです。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 ありがとうございます。職員の方は、この2万5,000円、受講料というので計上されているかと思いますが、何人ぐらいで受講をされる予定ですか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 受講する職員は1名でございます。ただ、昨年度から2名、別な

者が受講というか大学の見学とか育成センターで既にやっているので、そちらの見学とか受けていますので、今回新しく配属になった職員が1名おりますので、その分の受講料になります。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 分かりました。もう一つ、最後に質問なのですが、対象者といいますか、受講をされる方向けの通知とか啓発とかはどのようにされるのですか。

○坂本委員長 根本課長。

○根本こども政策課長 広報紙とか、あとはホームページ、それとSNSを使った広報とか、あとは各施設、保育施設とか、そういう施設にもチラシを配ったり、あとは別な相談とかでいらっしゃった方に直接こういう講座があるので受けてみませんかということでお誘いして受講してもらっています。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 暫時休憩をお願いします。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時50分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございますか。

村上委員。

○村上寿之委員 いろいろ協議しまして、やはり子ども関係というのは非常にデリケートな部分が多いと思うのです。特に親だと思うのですけれども、一番大事な部分というのは、親がやはりたらい回しにされちゃっては困ると思うので、ぜひ教育委員会とこども部が連携して、しっかり笠間市の保護者と子どもたちを支えていただきたいというものをぜひ考えていただきたいというふうに思います。そうしないと笠間市的人口減というものにもつながるし、笠間市がますます衰退していく要因の一つにもなり、やはり子育てがしっかりとしている自治体なんていうのは、当然子どもを持った親たちがいっぱい集まつてくると思うので。流山市なんていい例だと思うのですけれども、そういうところを参考にしながら、ぜひこの笠間市も子どもたちと保護者が安心して楽しく過ごせるようなまちづくりをつくっていただければいいなというふうに思って御意見いたします。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 要望ということで。

では、部長、お願いします。

○深澤こども部長 現在、今年度、まるごと「子ども・子育て」都市宣言プロジェクトとしまして Stage 2として、こども部をはじめ、教育部、都市建設部、保健福祉部、全庁を挙げて子どもたちを安心して育てられる環境を整えていくということで進めておりますので、そういう子どもに関しましても部をまたいで連携しながらの支援をしていければと考えてございます。

○坂本委員長 よろしくお願ひします。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 では質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時03分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課です。よろしくお願ひいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算(第1号)のこども福祉課所管分について御説明いたします。

5ページをお開き願います。

債務負担行為の設定についてでございます。

上から3段目、児童館指定管理料でございますが、令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理料1億6,200万円を計上するものです。児童館につきましては、遊びを通して児童を健やかに育てる目的とした場として、また、子育て支援の場として設置

している施設でございますが、令和6年度で現在の指定期間が満了となることから、本年度事業者の選定をするに当たりまして、募集を開始する前に債務負担行為を設定するものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、適切な施設管理運営が見込める事業者を公募型プロポーザル方式により選定してまいります。

御説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども育成支援センターが所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども育成支援センター長重原裕美君。

○重原こども育成支援センター長 こども育成支援センターの重原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）こども育成支援センター所管分について御説明申し上げます。

歳出について、事項別明細書にて御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、13節使用料及び賃借料の20万3,000円は、昨年の子どもの相談支援体制の充実を図るため、複数の課で課題を抱える子どもの情報を共有することができる子ども情報共有システムを導入しました。今年度、こども部の創設に伴い相談に関わる人員が増加したため、そのライセンス数を増設するものです。この情報共有システムを活用し、効率的な情報連携と包括的な相談支援体制の構築を推進してまいりたいと考えております。

以上、こども育成支援センター所管分となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 端末というか、ライセンス数を増やすということなのですけれども、これ何ライセンス分になるのでしょうか。

○坂本委員長 重原センター長。

○重原こども育成支援センター長 20ライセンスになります。

○鈴木宏治委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会学務課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正

予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 学務課の仁平です。私のほうから議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第1号）について、学務課所管の補正予算を御説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

歳入です。

表の中段、18款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金、1節教育振興費寄附金です。10万円の増額は、笠間市上郷在住の方が岩間中学校野球部の活動を御支援したいとのことから御寄附をいただくものです。

なお、氏名についてですが、本人からの強い御希望で公表しないでほしいとのことですので、御注意願いたいと思います。

なお、公表名につきましては、昭和50年に岩間中学校を卒業した元野球部員となります。

次に、17ページをお開きください。

歳出になります。

表の一番下、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費です。修繕料の91万3,000円は、宍戸小学校校舎の腐食した配水管が原因によりまして1階トイレの雨漏りが発生したため、学務課の緊急時の対応予算で修繕を行ったことから、見合い分を増額するものです。

次に、18ページをお開きください。

表の一番上、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費のうち修繕料126万5,000円は、友部中学校校舎屋上の防水塗装の劣化により校舎4階の天井で雨漏りが発生したため、学務課の緊急時の対応予算で修繕を行ったことから、見合い分を増額するものでございます。

次に、その下の2目教育振興費、10節需用費のうち消耗品費10万円は、先ほど歳入で御説明いたしました寄附金を財源としまして、岩間中学校野球部が活動するために必要な消耗品を購入するものでございます。

次に、その下の3目学校建設費、12節委託料255万8,000円は、岩間中学校校舎の照明をLED照明へ改修するための設計業務委託料です。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 今、仁平課長から説明がありました雨漏りの件なのですけれども、直していただいてよかったですなと思うことがまず1点で、それで、やはり雨漏りとかそういうも

ので学校の先生が物すごく苦労しているので、ほかにそういう雨漏りとか何かあるような学校というのではないですか。もしあれば大至急に調べていただきいて、そういうことがあつたらすぐ対応できるような体制をつくっていただきたいのです。

こんなこと言つてはあれなのですけれども、働き方改革なんていう言葉をよく耳にしますけれども、学校の教頭先生なんか全く働き方改革じゃないです、あんなことをやついたら。雨漏りの雨降つたものをみんな教頭先生とか教務主任あたりが、みんな、何でいうのですか、水雑巾に吸い取つて処理しているのです。なので、そういうことをやらないような対応ができるように調べて、ほかの学校でもそういうことがないようにしていただきたいという、これは要望です。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 雨漏りにつきましては、やはり教育施設ということで、我々も最優先に考えております。

今現在、雨漏りというのは学校から聞いていないのですけれども、随時雨漏りとかがあつた段階には、我々の修繕費の対応予算の中で、その都度対応しているのが現状でございます。

以上です。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 ぜひ聞き取りをしていただきで、雨漏りばかりじゃないと思うのです。いろいろなそういう目に見えないところがあると思うのです、学校で。できるようなものに対してはやっていただければありがたいなということです。よろしくお願ひします。いいです、答弁は。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 北川根小学校の塗装の塗り替えを以前に要望して、何か改修をするというような話で、どうなっているんですか。

○坂本委員長 現状の確認ということでおろしいですか。改修の現状はどうなっているかということで、仁平課長、お願ひします。

○仁平学務課長 北川根小学校の校舎の改修につきましては、今月に業者のはうの選定を行いまして、今後プロポーザル等によりまして業者選定していく予定です。その後、業者が決定しましたら工事のはうを進めていくわけでございます。

○大貫千尋委員 完成予定は。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 完成予定は、令和7年度を予定しております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 令和7年度というと、来年度中にはきれいになるという理解でおろしいのですか。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 来年度中、3月ということでございます。来年度中です。

○坂本委員長 ほかにございますか。

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○坂本委員長 では、休憩を解き会議を再開します。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 議案第54号 令和6年度笠間市一般会計補正予算(第1号)のうち、生涯学習課所管分の主なものにつきまして、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

10ページを御覧ください。

中段の表になります。18款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金の補正額2,010万円のうち、生涯学習課所管分は2節保健体育費寄附金の2,000万円で、地方創生応援税制寄

附金、いわゆる企業版ふるさと納税によりまして申出をいただいております寄附対象事業のスポーツコミッショング事業に御寄附をいただくものでございます。

同じページ、下段の表になります。21款諸収入、4項5目雑入でございますが、説明欄のスポーツ振興くじ助成金640万円の増は、今年度分助成金額の決定により計上するもので、内訳はハーフマラソン大会に512万円、スポーツ国際交流推進事業に128万円となっております。

歳入は以上になります。

次に、歳出でございます。

18ページを御覧ください。

二つ目の表でございます。9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、10節需用費は消耗品費8万7,000円の増で、市スポーツ推進委員の改選に伴いまして、新たな委員3人に被服、ユニフォームを貸与する経費でございます。

次の18節負担金補助及び交付金のうち、かさまスポーツコミッショング事業負担金2,000万円の増につきましては、先ほど歳入で御説明させていただきました企業版ふるさと納税を活用しまして、プロスポーツとの連携に係る事業を実施するための負担金を計上するものでございます。

なお、寄附企業の名称、所在地、寄附額の公表につきましては、当該企業のほうが関連会社と協議中のため、現段階では非公表の扱いとなってございます。

以上が生涯学習課所管の主な補正でございます。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終結します。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で執行部の審査は終了しました。執行部の皆さん御退席ください。お疲れさまでし

た。

暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時38分再開

○坂本委員長 休憩を解いて会議を再開します。

以上で教育福祉委員会に付託になりました議案等の審査は終了しました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、今期定例会最終日に報告いたします。

なお、会議録及び報告書の作成については、個人情報や企業名などの情報もありましたので、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議がございませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定しました。

○坂本委員長 では、次に、その他ですが、何かございますか。

暫時休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時54分再開

○坂本委員長 休憩を解き会議を再開します。

ここで、学務課から答弁の修正、訂正がございますので、それを認めます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 先ほど、北川根小学校の校舎整備の進捗状況ということで大貫委員から御質問いただきました。その中でプロポーザル方式で入札しますという答弁させていただいたのですけれども、正しくはプロポーザルではなくて、一般競争入札で工事を、業者選定をするというところでございます。

以上です。

○坂本委員長 承知しました。ありがとうございます。

これについては大丈夫ですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 一般競争入札をするのはいいけれども、予定価格の設定や業者の資格の問題なんかについては、もう既に設計内容は確定しているんだ。

○坂本委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 設計内容は確定しております。

○大貫千尋委員 確定しているのね、設計内容。ということは、設計業務委託は終わっているということだ。

○仁平学務課長 はい。

○坂本委員長 よろしいですか。

○大貫千尋委員 はい、いいです。

○坂本委員長 では、以上で大丈夫です。ありがとうございました。

○仁平学務課長 申し訳ございませんでした。ありがとうございました。すみません、走ってきてしまって。

○坂本委員長 お疲れさまでした。

それでは、ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 では、ないようですので、以上をもちまして教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時56分閉会